



貴船小学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる」という基本認識と人権尊重の理念に基づき、貴船小学校の全ての子供が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、「貴船小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめに対する基本的認識

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられている子供の立場に立つことが重要です。「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、いじめを苦痛を感じていても伝えることができなかったり、本人がいじめと認識していなかったりする場合もあることから、その子供や周りの状況等をしっかりと確認するようにします。

具体的には、次のような行為のことです。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめはどのような理由があろうとも絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

- 本方針や「いじめ問題への取組チェック表」、静岡県や富士宮市のいじめ対応マニュアル等を活用し、職員会議や研修等でいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から全職員の共通理解を図ります。
- 「人権意識チェック表」を活用し、教育公務員としての人権意識をチェックします。
- 人権尊重に対する認識を共有するよう職員研修を実施します。
- 全校集会や学級活動などで、いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということが子供に理解できるように、繰り返し促します。

（2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は子供理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・子供の個性や特性を理解し、情報交換する場を設け、全教職員で共通理解を図ります。
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりを目指し、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・「人間関係づくりプログラム」を各学期に実施し、他を認め合う集団づくりに努めます。
 - ・全校行事や通学区活動「ワイワイ通学区」で異学年と活動し、支え合う経験を積みます。
 - ・学年集会や学級活動でお互いのよさを見付ける活動に取り組みます。

○授業の中での規律等を大切に、子供一人一人にとって、個別最適な授業づくりの工夫に努めます。

- ・校内研修で、「ユニバーサルデザインの生活づくり、授業づくりチェックリスト」を活用し、授業改善に生かします。

(3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○授業や活動の中では、考え方や感じ方の違いを認め合う等、安心して自分を表現できる集団となるよう、子供とともに温かい雰囲気の中で学級づくりに努めます。

○「特別の教科 道徳」の時間や特別活動の時間を中心にあらゆる教育の場面で、いじめについて考える場や機会を大切に、問題を自分事として解決していく集団となるよう指導します。

- ・道徳の授業でいじめに関わる授業を実施します。道徳ワークシート、道徳ノートを家庭に持ち帰り、親子で話し合う機会を促します。

○学級活動、児童会活動等では、日常生活との関連を図り、児童が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

- ・「貴船小みんななかよしの日」を設定します。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

○日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子供の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。

○小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。

○担任やスクールカウンセラー等への教育相談や電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) 早期対応

○いじめの兆候を発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が一人では抱え込まずに情報を共有します。

- ・学年部、生徒指導主任、管理職に報告し、「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有し、早期に対応を図ります。

○いじめの態様等に即した対策チーム（含関係機関）を編成し、今後の対応について確認します。

○いじめを受けた被害児童、及びいじめを知らせた児童の安全・安心を確保します。

○加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、児童自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

○被害児童、加害児童がともに安心して学校生活を送れるよう、保護者への事実確認や情報提供を行い、適切な対応を図っていきます。

- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていきます。

(3) 継続した見守り

○表面的にいじめがなくなったように見えても、いじめられた児童がその後も安心して生活できるよう観察し、声掛け、教育相談を行います。

4 家庭・地域との連携

○保護者懇談会の開催、学校・学年便りの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

○いじめ等の気になる表れを速やかに学校へ相談できるよう相談の窓口（教頭、主幹教諭、各担任）を知らせるとともに、保護者との信頼関係を築きます。

○インターネットによるいじめ問題等についても、学年便りや生徒指導便り等を活用して保護者に広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。

○青少年健全育成連絡会等、地域との連携・協力を密にし、地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広め、気になることがあった場合には、すぐに学校へ連絡することができる関係を築きます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

○深刻ないじめが発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、各関係機関と連携をとって対処します。

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに富士宮市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。

- ・児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 重大事態への対処について

○いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 重大事態とは

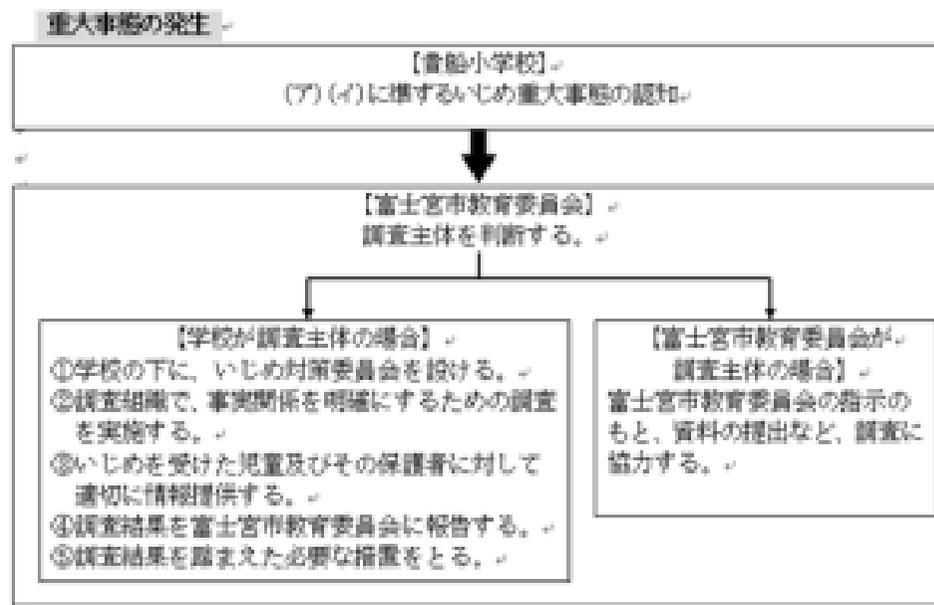
(ア)いじめによる児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ)欠席の原因がいじめと疑われ、児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間、連続して欠席しているとき。

○児童の保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして、調査・報告等にあたります。

(2) 重大事態についての調査について（フロー図）



(3) 報道への対応

○情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

☆貴船小ホームページにも載っていますので、ご覧ください。

アドレス <http://www.fujinomiya-shizuoka.ed.jp/e-school/04kibune/>